



児童虐待など気になる子どもを発見したらまず連絡を!

■ 問 福祉事務所こども係 ☎37・9452 FAX35・1028

11月は児童虐待防止推進月間です。

「子どもの様子がおかしい」「虐待かも?」と感じたら、連絡や相談をしてください。あなたの一報が苦しい思いをしている子どもや保護者への支援につながります。

○児童虐待とは

「しつけ」と「虐待」は違います。子どもへの体罰は法律で禁止されており、「しつけ」を理由に体罰することは許されません。子どもの身体や心に「苦痛」を与えることが「虐待」になります。

「虐待」は次の4つに分類されますが、単独ではなく重複していることが多くあります。

①身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、溺れさせる、やけどを負わせる、家の外にしめだす など

②性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為をみせる、ポルノグラフィティの被写体にする など

③心理的虐待

言葉により脅かす、無視する、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう など

④ネグレクト

乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、自動車の中に放置する など

○連絡・相談の方法

電話のほか、FAXやメールでも構いません。

*時間をかけて情報収集する必要はありません。不明確な点があってもご連絡ください。

*上記の虐待項目に該当しなくとも、子どもにとって不適切な養育だと思われる場合にはご連絡ください。

*相談者の情報は堅く守られます。虐待の事実がないと分かっても、責任は問われません。

■連絡・相談先

平日・昼間

・福祉事務所こども係 ☎37・9452 FAX35・1028
✉kodomo@city.aki.lg.jp

・家庭児童相談室 ☎FAX35・2920

夜間・休日・緊急時

・高知県中央児童相談所（高知市若草町 10-5）

☎088・821・6700 または ☎189

・市役所代表 ☎34・1111

*事件性のある場合は、迷わず警察へ! ☎110

【子育て中のみなさんへ】

子どもが言うことを聞かないために、ついきつく叱る、叩いてしまったなど、子どもへの接し方に悩むことはありませんか? ひとりで悩まず、誰かに話を聞いてもらうことや専門機関に相談することで、解決策が見つかるかもしれません。

オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。



いちはやく

『189「だれか」じゃなくて「あなた」から』

令和3年度児童虐待防止推進月間 標語 最優秀作品